

参議院建設委員会會議録第三十号

昭和三十六年五月二十三日(火曜日)
午前十時四十六分開会

出席者は左の通り。

委員長 稲浦 鹿藏君
理事 田中 清一君
松野 孝一君
武藤 常介君
内村 清次君

委員

岩沢 忠恭君
小山邦太郎君
米田 正文君
木下 友敬君
田中 一君
武内 五郎君
藤田 進君
田上 松衛君
小平 芳平君
村上 義一君

国務大臣

建設大臣 中村 梅吉君

政府委員

建設大臣官房長 鬼丸 勝之君
建設省計画局長 関盛 吉雄君

事務局側

常任委員 武井 篤君
会専門員 豊三君

説明員

国土地理院長 奥田 豊三君

本日の会議に付した案件

○測量法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○地盤沈下対策特別措置法案(田中一君外四名発議)

○公共用地の取得に関する特別措置法案(内閣送付、予備審査)

○委員長(稲浦鹿藏君) ただいまから建設委員会を開会いたします。

先刻の委員長及び理事打合せにおきまして、協議いたしました結果について御報告いたします。

本日の委員会は、測量法の一部改正案についての質疑、できれば採決、続いて地盤沈下対策特別措置法の提案理由の説明を聞きます。それに続いて公共用地特別措置法逐条説明を聞くことにきまりました。なお、公共用地の特別措置法の審査方針等につきましては、明二十四日の本会議の散会後に、あらためて理事会を開いて協議することといたしております。

○委員長(稲浦鹿藏君) それでは本日の審査を行ないます。

初めに測量法の一部を改正する法律案を議題といたします。

前回に引き続き質疑を行ないます。御質疑の方は順次御発言下さい。

○田上松衛君 「基本測量及び公共測量以外の測量」条項でいうと第六条です。これについてちょっとお聞きしておきたいと思うのですが、この条項には「この法律において「基本測量及び公共測量以外の測量」とは、基本測量又は公共測量の測量成果を使用して実施する基本測量及び公共測量以外の測量(小道路若しくは建築物のため等の同地的測量又は高度の精度を必要としな

こういうものはいわゆる基本測量及び公共測量以外の測量だ、こういうことなんです。これを例を引いてたといばどういふ場合のことだといふ、そこから御説明して下さい。

○政府委員(鬼丸勝之君) この法案の第六条の、「基本測量及び公共測量以外の測量」というのは、ただいま田上先生の御指摘の通りでございますが、問題は、カッコで規定しております「小道路若しくは建築物のため等の同地的測量又は高度の精度を必要としな測量で政令で定めるもの」、これはまあ問題になるわけでございまして、こういうものを除いたものは、ここにいう「基本測量及び公共測量以外の測量」である、こういうことになるわけであります。そこでどういふものが除かれるかといふことのお尋ねであると思ひます。これは政令の立案を目下検討中でございますが、政令におきまして明確にいたしたいと考えております。その大体的骨子を申し上げますと、一つは「局地的な測量」でございまして、これは面積が小さいとか、距離が比較的短い小規模の測量を考へております。そこで具体的には、たとえば建築物を建てるための測量、建築物の敷地の測量、それから不動産の表示に関する登記に必要な測量、また片道の距離が十キロメートル未満の直接水準測量というふうなもので、これは水準点から片道十キロ未満、そういうものはやはりこれに該当していいのではないかと。そのほかに測量区域が狭くて、そこに基準

点が入らない、こういうふうなものも考へております。それが「局地的な測量」で、もう一つは、「高度の精度を必要としない測量」でございまして、これは大体百万分の一未満の小縮尺図の調製であるとか、あるいは案内図、それからまあ略図、絵図——観光地などに使われておりますそういうふうなもの、調製。それから許容誤差といつておりますが、要するに誤差が一定基準をこえるような、まあラフな測量、こういうふうなものも考へております。以上申し上げましたものをこの測量法の規制からははずしたい、こういうことでございまして。

○田上松衛君 付則の第二項について逐条説明で伺ひますと、この法律施行の際、現に測量業務を営んでいる者は、この法律の施行の日から六十日間以内に測量業務を営むことができない、これは経過規定で通例のことだし、こゝまではよくわかるのです。ところがその次に、この法律施行前に締結した請負契約に係る測量を、引き続き実施することができるとなしてあるわけです。こういうことなんです。そこで、これを裏から見ますと、せっかくこういうふうな一つ一つの規制を行なうとしても、こゝで何もかも御破算になつてしまふのではな

いふのであるから、言葉をたがえたならば結局無期限、無制限にできるというふうになつてしまふのではないかと、いふことなんです。これをどういふ工合に解釈、理解すればいいのか。

○政府委員(鬼丸勝之君) 経過措置の二項の二号の問題をお尋ねになりましたが、これは通常は経過措置は一定の期限で押えるというのが通常のやり方でございます。ただ、経過措置として、その法律の施行前に締結された契約に係る事業につきまして、無登録でも認めようということにいたしましたのは、やはり一種のまあ既得権を業を営む者に認める同時に、発注者の側から見まして、法律施行前に結ばれた契約の範囲内で、その目的を達するた

めは、無期限に認められるようなお感じを持たれると思ひます。しかしながら測量事業は、御承知のように国とか公共団体等公共的機関が発注をいたしますし、それから測量の計画につきましては、特に公共測量等を実施する場合には、この計画をやる機関が、それぞれ計画書を添えて国土地理院長の助言を求める、というふうな規定も現在ございます。国土地理院長におきましては、計画の段階から少なくとも公共測量については明確に把握をして、それから発注者はそういう法的な機関がありますから、御承知のように

契約は建前としては単年度予算でこれを結んでおり、従つて発注後毎年予算の範囲内でやりますので、一ぺんにたとへば数方にわたる測量事業の契約をするという事は、まずほとんどない、こういう状況でございますから、無期限にこれが無登録の営業が認められるという事実は起こらないものと考えております。

○田上松衛君 非常にいやなことを申し上げましたけれども、今の官房長のお話では、測量業者も公共団体等の発注者側も、両方とも非常に善人——仏様みたいな悪いことを知らない善人という感覚でやる場合、それならわかりやすく、ところが残念なことであるけれども、もしお感じのようなことでいくならば、官庁等には汚職というものはないはずなんです。現実の問題として相当の汚職というものが、国だつても地方公共団体だつてもあるじゃないかという事なんです。そういうような人間がもしあつて、そして発注者側に立つて業者と契約していく場合には、法の裏をかくてとんだんこれからは、法の裏をかくてとんだんこれからでもやろうじゃないか、今でさえもこれが通りまして、少なくとも施行の日から相当の期間を置かないと、これが効力を発生しないわけなんです。いわんやそれにさかのぼることなんですから、相当な期間がこれから見込まれるということなんです。そこでこういうような測量業者及び発注者側のための抜け穴、言葉を強めていけば盲点みたいなものをわざとここにくつつけるということは危険千万なんじゃないか、こう感じるわけなんです。この点について今の御説明の中では、それぞれみな予算の範囲内におい

てやることであるから、数年後の問題まで契約するというようなことはあるまいと、こう言われるのであるけれども、それは一つ一つの限られた区間といふか、事業の性質によりましては、そういうようなことであつて、金に關する問題であつて、測量全般というものについては、こういうふうなことは数年にわたるといふようなことがないとは保証できません。いろいろな測量の中で、初めから何らの誤差も生じないとは保証できないだらうし、あつた、こうだと言つてその間に入つてくる、民間の土地等が食い込んでおる場合等のごことを想像しますならば、とんだん誤謬訂正というものが行なわれていかなければならぬのであつて、そんなものを御破算にして、新規なんというのを繰り返し繰り返しながら、そんなばかげたことではないのであつて、基本的な問題はこれを取り入れてやつていこう、こうなつて参りますと、この条項を使ひまして、今懸念いたしますところの、この法律施行前に締結した請負契約というものの測量がいつまでも続けられてしまふじゃないか、こういう心配をするわけなんです。こういうことを申し上げておるわけなんです。どうもその点が納得できないのです。

○政府委員(鬼丸勝之君) 非常に御心配のようでございますが、先ほど申し上げましたような次第で、契約を現実的に締結したものに於ける測量を完了する目的の範囲の測量を営む場合に限つておられますから、実際問題は契約は若干何年にもわたる計画をするという事ではないということ、一つ御了承いただきたいと思ひますし、なお

御懸念でございますれば、発注者である公共的な機関にも、十分一つそういう点を注意するように行政指導を徹底いたして参りたいと思ひますし、また無登録でそういう契約を受けて、どんどど仕事をやるというふうなことになるように、測量協会等を通じて測量界にもPRを徹底して参りたい、かように考えております。

○田上松衛君 この点は何も心配がないのだといふけれども、心配がないといふことではないのです。後段の注意される点についてはよくわかつておられますが、重ねてこの点で希望を申し上げますが、この文句のまゝいふと、今官房長が言われた、すでに契約を締結した部分について言つておる言葉だ、こういう工合に受けとつたのですけれども、これはそうじゃなくして、法律の施行前に締結した、だからこの法律を施行されるまでの間に相当期間あるもので、その間に起り得る、さつき申し上げました不心得者、発注者及び測量業者の不心得者が、法の盲点をくぐつておられる、これに処する道を考えておられないと困る、こういうことを申し上げておるわけなんです。私の質問し、希望しておる要点はそういうことなんです。将来の問題が参りますから、これについてこの希望を一つ速記録の上で、政府の決意をいいますか、考え方を明瞭にしたいでございます。

○政府委員(鬼丸勝之君) ただいまの御懸念の点は、この法律の施行までに相当の期間がある、その施行後六十日以内に期間が満了する、その施行前に締結した契約を締結する心配があるという御懸念と思ひます。そういう点につきましても、先ほど申し上げましたように、発注者と登録を受けない状態にある測量業者、これも国土地理院におきまして、業者を大体把握してありますから、業界の方と両方に対して、みだりに施行前に契約を締結することのないように、あるいは言いかえまして、適格な能力を持っていない業者にみだりに契約を締結することがないようになり、行政指導を徹底いたして参りたい。こういうふうに考えております。

○田上松衛君 ちょっと逆戻りしますが、法律案の中でしてあるのは、「測量業者は、その業務の改善又は測量技術の向上のために必要があるときは、建設大臣に対して、必要な助言を求め、建設大臣は必要に応じて、測量技術の改善向上等のために、もう少ししてはほしいというふうな場合には指導等を求め得ることができると、こういう意味だろう、こうするわけですが、それでいいんです。そういうふうなんでしょうか。

○政府委員(鬼丸勝之君) ただいまのお話の通りでございます。

○田上松衛君 そうすると、ここで懸念が出てくるのは、建設大臣が、おれ忙がしいのだ、そんなことに助力や指導なんかしてはいるひまがあるか、お前たち何のために勉強してるんだ、こうやられちまつたらわやすすね。そしてこの場合、むしろ逆に建設大臣は、測量業者がこういうような場合については、必要な助言をしなやならぬといふならば、非常に明確ではつきりするのですけれど、助言を求めることができないだけのことであつて、助言してくれな

ければ何にもならぬじゃないですか。これは画にかいた餅じゃないですか。どうなんですか、これは。

○政府委員(鬼丸勝之君) ただいまのお尋ねは立法技術的な問題でもございしますが、建設大臣に対して測量業者が、「が」でも「は」でも平たく言えば同じでございしますが、測量業者が自分のところの業務の改善なり、あるいは測量技術の向上のために必要だと思つた場合に、建設大臣に助言を求めるといふことは、求められれば建設大臣といふことは、実際は国土地理院でございしますが、十分この業者に対する求められた事柄についての助言をいたしたいというふうに考えております。まあ建設大臣ですから助言を求められたら助言をしなければならぬ、と書くまでもないのではないかと、十分責任をもつて助言をいたす所存でございしますので、この点御了承をいただきたいと思ひます。

○田上松衛君 大体内容についての問題は、意見は別といたしまして、大きな疑問に思つたことは解明されました。最後に参考までにちよつとお聞きしたいのですけれども、いろいろ特に市街地等において新しいああいふ法律等を作つていくことになりますると、個人の財産等に關する小さな土地の測量等が厳密に行なわれないと、いろんな紛争を巻き起こすおそれがあると思ひます。そういう場合の国やあるいは地方公共団体等の土地だけでなくして、個人の土地を扱いまする通俗にいう測量屋さん、これらの業務等について、やはりこの際もつとこれに熱を入れるような、国民が安心してまかせられるようなふうに改定をさ

れるような必要はお感じになつておられるか、なつていないか。

○政府委員(鬼丸勝之君) ただいまのお尋ねは、現在のこの測量法の体系でお考えられる問題とは別でございまして、むしろ、御承知と思ひますが、土地家屋調査士の測量の業務の範疇に大體入ると思ひます。これにつきましては御案内の通り、法務省でなかつては作業規程等を立案中と何つております。

○田上松衛君 国民の側にとって一番重要に考えておるものは個人の財産の登記事務なんですね。これを取り扱つていきまする者はいわゆる土地家屋調査士、そういう者がやつておる。ところがこゝでいふはただ登記上の手続だけのことでないはずだと思ひます。手続のことならばこれは弁護士だつてできるので、そこに土地家屋の調査士を頼むというときには、必ずそこに測量がついていかなければならぬ。個人の場合では、国や公共団体の問題よりも、国民の側ではその問題の方がむしろ重大だと考へる。そこで逆に言ひますと、これらの土地家屋調査士等についても精密な測量をなさしめるような方法、義務づけ、こゝろよりうなものがあるてしかるべきだ、少なくともそういうことが望ましいと思ひますけれども、これについてどうお考えになるか、お聞きしたいところはその点なんですか。

○国務大臣(中村梅吉君) 私も土地家屋調査士といふことを詳しく存じませんが、大體一般の個人の土地家屋等の調査測量等は、この土地家屋調査士法で定められた規定によつて土地家屋調査士が行ない、またこの調査に基づいて、登記の台帳あるいは台帳に付属した図面等の申請書類も、登記所へ調査士がみずから、司法書士を経ないで手続ができるような制度になつておるようでありまして、一般個人の測量の場合には、土地家屋調査士法の適用と、こゝろよりこゝろになつていくと思ひます。

で、登記の台帳あるいは台帳に付属した図面等の申請書類も、登記所へ調査士がみずから、司法書士を経ないで手続ができるような制度になつておるようでありまして、一般個人の測量の場合には、土地家屋調査士法の適用と、こゝろよりこゝろになつていくと思ひます。

○田上松衛君 それはお話の通りなんです。そこまではわかつておるのです。わかつておるのですが、いろいろ公共用地の取得があつてみたり、市街地改造法等が出てみたりいろいろなつてきますと、そこに個人の今までの土地といふものについて、あるいは区画整理法だつてそうなんです、いろいろ問題が出てくるわけなんですけれども、従来の土地台帳に記載されておる問題とは、大きな変化が生ずる事態に入つてきてしまつたわけなんです。そこで、こゝろよりものに対して十分正確な測量をなさしめるような方法等をお考へにならぬと、一般国民個人の場合には非常な何といふんですか、不安が出るおそれを感じられるのですが、これに対する別個の方法を、いづれにしてもこれは建設大臣の所管に属する事項だろ、うと、少なくとも関連する事項だろ、うと察せられますので、そこでこの機会にそういうもの等について何らかの考慮をなされておるか、あるいは将来そういう必要をお感じにならないか、そういう点をお聞きしたいのです。

○国務大臣(中村梅吉君) 十分御指摘の点は法務省と連絡をいたしまして、遺憾のないように検討して参りたいと思ひます。

○田上松衛君 これで終わるのですが、国土地理院の院長が見えておるようです。すから、ちよつといふいろいろな国民の登記等に対してまことに恐縮ですけれども、大體この法に適用いたしまする測量業者といふものの数はどのくらいあるかといふこと、それから一般世間が考へておる測量士といふものがどのくらいの数であるか、あわせて今私が申し上げましたような土地家屋調査士といふものの概数をおわかりだつたら教えていただきたい。

○説明員(奥田豊三君) 今の御質問にお答えいたします。測量業者の数は專業業を含めましておよそ二千四百ございします。このうちおもに土地家屋調査士を営んでおる個人の業者は千二百、それからこの法律による登録を受ける業者の数は約千二百と推定してあります。両方合せて二千四百、そういったような大體概数でございします。

○田上松衛君 以上で私は終わります。

○田中一君 なぜ業としての規制をしなければならなかつたかといふ点を、最初に一つ説明して下さい。

○説明員(奥田豊三君) 今の御質問にお答えします。昭和二十四年に現行の測量法ができたわけでございします。その当時は測量業者の数はほんの数社にすぎませんでございました。それから公共測量そのものも概して直営で行なわれていたもので、特に業者に關する規定の必要を認めなかつたと思ひます。従ひまして現在の測量法は純技術法として制定されております。しかるにその後民間の業者も逐次増して参りまして最近では先ほども申しましたように、專業者は大體三百五十人、それから測量を主とします兼業

を行なつておるものが三百七十人、測量業を兼業とするものが四百八十人、計千二百の業者を数えるようになって参つたのであります。このような業界の業者が増して参りますとともに、直営で行なわれませんでした公共測量も事業量もずいぶん多くなつてきてまして、勢いその業者においふ仕事の負擔つてやつていただくようになって参つたのであります。こゝろより趨勢になりましたので、測量法が目的とします測量の正確さを確保しまして、測量の重複を省く目的のためには、技術者の育成だけでは目的を期待し得なくなつたやうに考へられますので、諸業者をも保護育成するとともに、規制する必要が生じてきたと、こゝろよりこゝろになつておるわけでございします。

○田中一君 基本測量の予算として、これは昭和二十四年にできたこの法律ですけれども、測量法ができて以来、どのくらい伸びて、基本測量予算としては、予算というより量の方がいかにわからぬ、金がだいたい變つておるから、貨幣価値が。

○説明員(奥田豊三君) 測量事業量は昭和三十五年度において五十億圓ないし六十億圓と大體推定してあります。そのうちの内訳は基本測量が約五億圓、それから公共測量は四十五億圓でございします。それで事業量の増大の傾向は、基本測量につきましては昭和二十五年度から昭和三十五年度までの平均成長率は一〇%、基本測量はそれ大きくないと思ひます。公共測量はこれはもう公共事業費の増加にほとんど比例して多くなつて参つてきておるのが現状でございします。

○田中一君 国土調査法による測量は、これはあなたの方に直接の関係はないと思うのですが、あなたの国土地理院の方に委託される業務はありましたか、今まで。

○説明員(奥田豊三君) 国土調査法で現在やっております地籍調査でございますが、地籍調査をやりますための一番もともになります基準点測量は、国土地理院が担当してやっております。

○田中一君 そこでそれはあなたの方で基準点測量をおやりになる。しかし国土調査法による事業は、あなたの方で委託を受けたということはないのですか。

○説明員(奥田豊三君) 基準点測量以外のものは私のところで委託を受けたことはございません。ただ一部指導監督はございます。御承知のようにあの仕事はいろいろ新しい技術が入つてきてまして、多少やり方が変わつてつづいていきますので、そういったことで私の方で指導的なことを受けたことがございます。

○田中一君 国土地理院で大体今千名くらいの職員がいるように聞いておりますが、そのうち委託業務は相当あるということをお聞かしていただければ、実はその点はあります。あるという答弁までしていただければ、この比率は、委託業務と本来の国の予算で行なう事業量との比率はどのくらいになりますか。

○説明員(奥田豊三君) 三十五年度におきましては地理院本来の分が五億三千五百萬、五億程度でございます。それで委託が一億。それから三十六年度におきましては本来が七億七千萬、そ

れから委託が二億程度でございます。○田中一君 こういふ業種にこういふ規制をして、そうしてこれに対する信頼度を高めて、そうしてあなたの方の職員を減らそうという考え方があるのですか。

○説明員(奥田豊三君) そういふ考えは毛頭ございません。ただいまも申し上げましたように地理院自体の事業も非常に多くなつてきております。それから外から委託されます仕事も非常に多くなつてきているので、この法律の最初にごさいます測量の事業が非常に重要かつ多くなつてきておる段階でございます。それを全部地理院だけでやろうということとはこれはとてもできないことでございます。従いまして国土地理院も必要なる面は強化する、先生方の御援助をいただいて必要な面は強化することともに、民間の方もそういった意味でやっていたらだかなく、現在私どもが要請されている法律の対象になるような測量は、なかなか消化できないんじゃないか、かように考へております。

○田中一君 建設大臣、今、国土地理院では本年度七億の本来の国家予算の仕事をやっておる、そのほかに二億の受託事業をやつておる。ところが、二億の受託事業を行なつておるものが大体どのくらいの人数になるかわからぬけれども、現にこれらの人たちが受託をするということ、測量を引き受けるということ自身が、これは国の事業なんですから、むしろこれはみんな受け入れられる業務じゃないと思ひますが、これに対して人間の予算化ということはやつてないんです。これは一体どう考へておるか、建設大臣にそれを知つて

いただいて、官房長、答弁して下さい。なぜ二億の委託のものに対して予算を組まないかということですか。

○政府委員(鬼丸勝之君) ただいまお尋ねの問題は、かねてから問題になつておるところでございます。私どもとしましては、人件費そのものは国土地理院の予算に計上するようにするのが本筋だと思つております。そこで、特に防衛庁方面とは昨年来いろいろ話し合ひをしておりますが、かりに全部が地理院の予算に計上されなくても、これはいわゆる支出委任による賃金支弁では当を得ないではないか、支出委任がありまして恒常的な委託業務である限りは、定員内職員をもつて充当すべきであるというふうに考へております。行政管理局あたりもだんだん実態は認識して参りました。そこで今年度の実態調査の対象にはもちろん入つております。そこで例の残りの定員化の問題の一環として行政管理局、大蔵省、そういう方面となお今後折衝を続けて参りたいと、こういうふうに考へております。

○田中一君 建設大臣、今の官房長の説明通り三十七年度はおやりになりますね、あなた予算組むのだから、三十七年度の。

○政府委員(中村梅吉君) 今官房長のお答えした趣旨で予算要求いたしたいと思ひます。なお防衛庁長官にも私から、ずっと前でありましたが、どうも委託業務で今のようになつておることはよろしくない。そこで、できれば調査の人件費だけはこちらで組むように、一つ来年度の予算編成にあつて防衛庁の方でも研究しておいてもらいたい、ということでお話をしまして、西村防衛

庁長官も事務当局へ話をおろしたというのを聞いております。ですから三十七年度予算編成には、そういったような基本的な問題から、遺憾のないように検討して進めて参りたいと思ひます。

○田中一君 大体この法律が、大体において建築士法の事務所登録に似ていふんだな、大体にね。そこでまあ一つの業態として規制し、かつまた規制することによって重要視して大いに活用しようという意図があるんだから、これは反対する、一反対というか、賛成でありますけれども、これはこまかい問題ですが、一つ簡単に官房長から答弁していただきたいのは、登録手数料は幾ら、大体考へられておるところは、建築士法では三千元……。

○政府委員(鬼丸勝之君) 登録手数料の金額は三千元というふうに一応考へております。これは政令で規定する予定にいたしております。

○田中一君 更新の登録料は……。

○政府委員(鬼丸勝之君) 更新の登録手数料も同額でございます。

○田中一君 建築士法は……。

○政府委員(鬼丸勝之君) どうもお待たせいたしました。建築士の免許手数料は一級建築士が三千元、二級建築士が二千元でございます。

○田中一君 更新の登録料は……。

○政府委員(鬼丸勝之君) それから建築士の事務所の方は、登録手数料が、一級は千五百円、二級は千円になつております。これは更新も同額になつております。

○田中一君 どうして建築士事務所の登録料が千五百円で、こちらが三千元なんです。

○政府委員(鬼丸勝之君) これは建築士事務所のことも考へましたが、同時に建設業者の現在の登録手数料の額、これは五千元になつておりますが、これの均衡も考へまして、三千元ぐらいが適当なところではないかというふうに考へた次第でございます。

○田中一君 大体公共測量並びに基本測量の場合、一かどの請負工事はどのくらいになりますか、一件の請負工事の額は大体どのくらいになりますか。

○政府委員(鬼丸勝之君) 一件当たり測量の請負金額は、大体百万円から一千万円程度でございます。

○田中一君 将来建築士事務所の登録料は、値上げをしようにという考へに立つていますか、立つていませんか。

○政府委員(鬼丸勝之君) 住宅局長に最近この問題で聞いたことがございせんから、何とも申し上げかねますが、まずまあ値上げはせずにやつていけると思つております。

○田中一君 ではこの登録手数料並びに更新手数料は高過ぎます。建設大臣、政令でもつて大体登録手数料を三千元、それから更新手数料、三千元というふうに考へておられるといひますが、これは高過ぎます。他の登録と比べてみますと高過ぎる。従つて、こういう金を国土地理院がもつたところ

が、これは国庫に入っちゃうのですから——都道府県、地方に入るのじゃない、国庫に入るんだらう、これは。これはもつと安くしないさい。これは地方公共団体が行政上そういう財源がなければならぬというのなら考えてもいいけれども、これは国庫に入るんだ。これは一つ建設大臣考えて下さい。これは高過ぎますよ。百万円程度の請負をもらっている業者と、一千万円ももらっている請負業者というものは——何百億もやっている者もいるのだ。どんなに少ないものでも百万や二百万のものじゃない。その請負業者と建設業者と比較してみますと高過ぎます。登録手数料を二千万、更新手数料が千五百円ぐらいが適当だ、国庫に入るんですから。だめですよ。地方自治団体に入るんなら、これは財源として見ていいけれども、地理院が受け取るんだから高過ぎます。考えて下さい。建設大臣、ほかのものと比較してみても高過ぎます。

○国務大臣(中村梅吉君) 一つ研究しておきます。

○田中一君 いや、だめだめ。これははつきりわかっているじゃないですか。建築事務所というのも、大体において百万や二百万の設計するのじゃないですよ。請負という場合、設計する場合でも、御承知のように、一つの事務所が、自分の収入が百万もなければやっていけないものなんです。建築事務所というものはね、収入が。それは二級や三級、ありますよ。二級の場合には安くもなっています。これは今の建設業法と比較してとかいうことは理由にならぬです。それじゃ官房長、どういふ根拠があつて三千円と出した

のか。これは地方公共団体に入るものならまだいいと思う。これはまるきり国庫に入るんです。国庫に入るものをやる必要ないですよ。

それから測量士の登録、免許料、それから測量士補の免許料は幾らになっていますか。

○説明員(奥田豊三君) 八百円と四百円、士は。

○田中一君 そのように安いのですよ。これはもう大体において賃金なんです。これは請負といひながら、もうけるところなんかありやしないのですよ、これは。大体聞いてみると、日当は測量士でもって千四百円程度とつて、千四百円から二千四百円ぐらい。こういう零細な日当をもらつてやつてゐる。こういう者にこうした負担をかけるやいけませんよ。三千円なんてのは高過ぎますよ。更新手数料を、じゃ半分にしないさい、千五百円に。うんと言わなきゃ、このままで、もう君、つかえちやうよ。

○政府委員(鬼丸勝之君) 三千円といつたしたのは、大体千二百ぐらいの業者の登録があるといたしまして、三千円としますと、その総額が、国土地理院におけるこの測量業者に対する直接監督に当たる者の人件費、それから事務費等を大体カバーできると、こういう積算をやつておきますと同時に、先ほど申し上げましたように、建設業者なり、まあ知事登録でございいます。各県業者の登録手数料等とかかね、これも考えまして、こちらの測量業者は、これは有効期間三年でございいますから、まあそういう振り合ひから言つて、三千円は妥当な線ではないかと考へておるわけでございますが、お話の

うち、更新の手数料につきましては、なるべく御趣旨に沿うように検討させていただきます。よろしくどうぞ。

○田中一君 僕の希望に沿うように、低めるための検討をする、こういうわけですか。

○政府委員(鬼丸勝之君) 更新の登録手数料につきましては、先生の御希望に沿ひ得るようには、できるだけ一つ配慮いたします。

○田中一君 非常にいい答弁をされました。大体日当はどんなのです。測量士、測量士補。大体でいいですよ。

○説明員(奥田豊三君) 測量士は千七百円から二千円程度、それから士補は千三百円程度。

○田中一君 そのほかに、これは旅費日額はどのくらいになっておりますか。それから機械とか消耗費とかというものを全部含めて……

○説明員(奥田豊三君) 旅費は、士が大体二千円でございます。それから士補が千五百円。それから測量の助手です、これが八百円程度。

○田中一君 こういう非常に大事な事業、仕事、職業を持ち、技術を持つてゐる人たちが、担当する人たちが、この人たちは皆日陰にいるわけなんです。つまり、こういう大事な仕事をやる者の賃金なんかというものは、せめて標準並みに上げなきゃならないのですよ。これは安過ぎますよ、実際言つて。学校を出たり何かして、非常に試験も受け資格をとつて、目の目を見ない人たちなんです、この人たちはね。それで営々として大地と取組んで働いている人たちが、それも何ら成果

というものは無いのです。建築の人々は建築という建物ができ上がる、道路の人たちは道路ができ上がる、という喜びはあるけれども、この人たちは全く中間的な、ある事業の過程的な仕事をしているに過ぎない。やはり相当部分賃金を上げてほしいと思う。その意味でどうなんですか、奥田さん。

これは官房長がその辺のくらしから出しかねないかぬというのですか。それともそういう規定があるのですか。はつきりとして今度請負になると、非常に違ってくるのですが、それをどのくらいに考へて請負に出すつもりなんですか。

○説明員(奥田豊三君) 今の問題は決して官房長がそんなこと、おっしゃつてゐるわけじゃないですね。で、官房長が決してそんなことをおっしゃつてゐるわけじゃないですね。それでこゝろいつたような測量法の改正や何かができますと、今、田中先生の御指摘になつたような問題も逐次改善されてゆくのじゃないかと思ひます。で、地理院長としては、適正な仕事をやられた者にはやはり適正な報酬がまた当然あらうと思ひます。で、今までこゝろいつたような業法がございまして、したものですから、非常にそゝろいつたような点私どももいろいろ仕事をなされる機関に意見がありましたのです。が、そゝろいつたようなことが、今度の業法ができますと逐次改善されてゆくようになるのじゃないか、かように考へております。

○田中一君 それはまあ入札方式をとらなきゃならぬと思ひけれども、隨意契約できる額はどんなのですか、今までやつておつた……

○説明員(奥田豊三君) 百万未満であります。

○田中一君 今までは、そうすると百万以上のものに対しては、どういふ手続をとつてやつておつたのですか。やはり入札ですか。それとも部分的に百万、百万と切つて注文を出していますか。

○説明員(奥田豊三君) 指名競争入札をやつております。

○田中一君 いや同じように指名競争入札をやつておつた、こういう制度ができて請負業者になつた場合、これはこの登録だけでいいのですか、建設業的な請負というものの登録は要らないのですか。

○政府委員(鬼丸勝之君) 建設業法の適用は受けませんので、建設業者としての登録は要りません。

○田中一君 請負業者の、相当公共測量とか基本測量をやつてゐるような建設業者であつて行なつてゐるものがありますか、行なつてゐるものないのですか。

○説明員(奥田豊三君) 兼業はございします。

○田中一君 その場合には、兼業部分に対しては、その登録をしなければならぬことになりませんか。

○政府委員(鬼丸勝之君) 兼業いたしております場合は、それぞれ測量法、建設業法の登録を受ける、こういうことになりまして。

○田中一君 まるで行政官庁が金もつけをやるような、細分化してしまつて、少しでも収入を得ようということばかり。国土調査法による予算は、どのくらいでしたかな、三十六年

度は。法による事業です。三十六年度の予算幾らだったかな。

○政府委員(鬼丸勝之君) 三億六千万程度でございます。

○田中一君 一体これは、建設大臣に伺いますが、あなたの方は作業をする方の側の立場なんです、経済企画庁がこの予算を持っていますけれども、大体において何千名というよりなりつはな測量士がある、測量士補もいる、そうしていながら、たまたま特定地域に對する地積調査というものを三億六千万程度の補助金でものをやっている。補助金でしよ、補助額でしよ、三億六千万は。

○政府委員(鬼丸勝之君) 大半が補助金です。

○田中一君 この程度のものでやったのじゃ、いつになったら日本の国土の全貌というものがわかるかということになります、これは非常に不安があるのです。これは明らかにしなければならぬ、実際のところ。たしか四分の一補助だったと記憶しているが、三分の一かな。

○政府委員(鬼丸勝之君) 三分の二でございます。地方公共団体があと負担をする。

○田中一君 三分の一を……市町村の場合は、どうなっておりますか。

○政府委員(鬼丸勝之君) 県と市が三分の一負担し合ひ。

○田中一君 この程度のもものでは、いろいろうりっぱな技術家がおるにかかわらず使い切れませんよ。私は、もっと相当大幅に予算化して、日本の国土の全貌というものを明らかにしなければならぬと思うのです。これは建設大臣、国務大臣として、あなたに伺つて

おきますが、この程度のもものでは、日本の国土全部、地積を全部調べるには千年くらいかかりますよ。そのときに、また地震もあるし、いろいろな災害もあるし、また変わってくる。戦後と戦前と、山の姿など変わったのです。むろん平地においては非常に大きな変化があるわけなんです。これは一つ、明年度の予算の編成時期にあつては、相当勇氣を持って予算をとつていただかなければならぬと思うのですが、その点はどうですか。

○国務大臣(中村梅吉君) 実際、これは何とか予算をふやして、もっと速力を早めなければいかぬと思つておりますが、私もまだ、こゝろいふ点まで検討の機会がありませんでしたので、今後十分一検討したいと思ひます。

○田中一君 これは今、国土の地積調査をやる場合三分の一の、これは公共測量ですね、これは全部……。そうすると、それらが今まで民間でやつておつた場合には、このやはり登録をしなければ、その連中が仕事ができなくなるということですか。

○政府委員(鬼丸勝之君) この法律の基本測量、公共測量以外の測量で、小さなもの以外は、全部登録を受けた業者でなければできないということになりますから、お尋ねの点は、やはり登録業者でなければできないというふうな考えです。

○田中一君 まあ大体、一つの前進であるからけつこうだと思ひますが、ただ学校では、今教育の方では、どこどこが測量という専門のものを持つておる学校がありますか。それから教育等は、別に地理院が何か考へておられるか、これはおそろくこゝろいふ專業

者というものは減つてくるですよ、相當の保護というかしないという。これはかつて院長等はきつと陸軍出身だと思ひけれども、戦争という大目的のために、いろいろ調べたものはたくさんあると思ひ、今は平和の時代ですから、今後とも永久に続く平和であるはずです。そこからどういふものを、生産されるのは国土から生産される、その実態を明らかにしなければならぬ。そのためには非常に大事な仕事なんです。

ところが、おそろく今日の建設の關係の技能者と同じように相當な優遇をしなければ、いなくなつてしまいますよ、若い者が山に入つたりなんかして人にも会わないで、雨の中でも何でも仕事しなければならぬというふうな、こゝろいふうりっぱな仕事を、人間にとつて非常に崇高な仕事、事業ですよ、これは。そういうことをしようという者はなくなつてしまいます。技能教育の面では、どうかそういうものを教育しておる面はありますか。

○説明員(奥田豊三君) 測量だけを専門に扱つてゐる学校はございません。建設省の中に建設研究所がございまして、そこで測量技術者を養成してあります。

○田中一君 大臣一つその点は、この測量法ができて以来というものの、どのくらい受験者があつて、どういふ人が士補になり、あるいは測量士になつてきておるか十分お調べになつて、そして、これはあまり作りません、今度は過当競争になりまして、またその人の生活をおびやかすということになりますから、實際にこゝろいふ技術者を養成するには、政治的にどういふ方向に進

んでいくか、そしてどのくらい人間が減つていくか、同時に、どれだけの者を專業者として教育していかなければならぬかというところが、やはり大事な問題です。そういう点について、一つ建設大臣としても十分お調べになつて、後継者をなくさないように、それらの國民に對して希望を持たせるように今後とも処していただきたい、こゝろ考えますが、御見解どうですか。

○政府委員(鬼丸勝之君) 田中委員のお尋ねに對しまして一言申し上げますと、現在測量士は三万五千八百四十六名、測量士補が三万五千八百八十七名おります。最近の傾向を見ますと、測量士、測量士補合わせまして、毎年一万三千人前後の受験者があつて、だんだん合格率はむすかしくなつておりますが、最近二千五百人程度合格をいたしてあります。その程度は毎年ふえてきておる、この二、三年の傾向でございますが、そこでお話のように、この人たちの処遇等も、十分もつと改善されて、それぞれ将来に希望をもつて、仕事に精勵するように地理院としても、今後この測量法の改正を機として、十分配慮して参るといふことを、しばしばわれわれとも相談してあります、なお一つ、これらの人たちの今後の問題につきましては、田中先生からもいろいろ御指導を受けたいと思つております。よろしくお願ひいたします。

○田中一君 数が多いからといって、これは專業者じゃないですよ。会社に入るには持つていないと損だから持つて入る。で、專業者がなくなるといふことです。專業者の登録数は、大体千二百名程度であらうと言つておりますが、それでは、院長も言つてい

るようになってしまふですよ。十分その点は一つ考慮して下さい。受験者が多い、有資格者が多いからと言つていたのでは、これはだめですよ。やはりこの測量業者になる者がなくてはならないと思ひ。そのうちだんだん機械等が発達して、新しい方法が発見されてくると思ひから、そんな古い者が何万人いても、使ひものにならなくなるだらうと思ひ。

○委員長(稲浦鹿藏君) ほかに御質疑ございませんか。——質疑は終了したものと認めて、これより本案の討論を行ないます。

○田上松衛君 きわめて簡潔に、民主社会党を代表して希望を付する意味において討論を行ないたいと思ひます。測量法が制定された昭和二十四年以来、十二年を経過した今日におけるところの國民生活及び國民經濟の様相の變化並びにこれに大きく影響を与えるところの公共事業等の伸展に伴つて必然的に生ずるところの測量業者の行なう測量実施面の役割の重要性にかんがみまして、測量業者に對して、その業務の規制及び改善等を通じて適切な措置を講じようとする意圖の上から生れたところの本法案に對しては、その趣旨において、何ら反對をすべき理由を持ち合せておりません。ただ杞憂することは、私、質疑の中でいろいろ指摘いたしました通り、この中には、なお幾多の不十分、不完全な条項等が存在することは事実でございます。

そこで、將來さらに、これに改定を加えられることの機会がありますならば、その際には、特段の御配慮をわすれられない。この一点だけ申し上げて、当面本法の施行については、その

運用にあつて、監督指導等を適正に行なつて、もつて立法の趣旨、本来の目的を達成されるように格段の御留意をお願い申し上げまして、本案に対して賛成をいたします。

○委員長(稲浦鹿藏君) ほかに御発言ございませんか。ほかにないようでございますから、討論は終局したものと認め、これより測量法の一部を改正する法律案を問題に供して賛否を決定したいと思います。

測量法の一部を改正する法律案、全部を問題に供します。

本案を原案通り可決することに、賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(稲浦鹿藏君) 全会一致であります。よつて、本案は全会一致をもつて、可決することと決定いたします。

なお、自後の手続等につきましては、委員長に御一任願います。

○委員長(稲浦鹿藏君) 次に、田中君外四名の発議にかかる地盤沈下対策特別措置法案を議題といたします。

まず、発議者の方から、提案理由の説明を願います。

○田中一君 たたいま議題となりました地盤沈下対策特別措置法案につきまして、提案の理由及び内容の概略を御説明申し上げます。

近年、地盤の沈下による災害が各地に発生しており、まことに憂慮すべき事態にあります。

大阪及び尼崎地方においては、ジーン台風による災害を契機として、地盤の沈下に対処するため建設された防潮堤その他の施設が、その後の地盤

の沈下により、著しくその機能の低下を来し、再び高潮の恐怖にさらされているのであります。東京の江東地区についても、同様の実情にあります。また新潟市においては、可燃性天然ガス事業の発展に伴ない、最近数年間に一メートル数十センチの沈下が記録され、港湾施設等の一部が、すでに水中に没しているものであります。これらの地域の地方住民は、日夜不安におのっているものであります。

これがため、国、地方公共団体等は、河川、海岸、港湾等の公共施設につき、地盤の沈下による災害の対策事業を急速に進め、その必要事業量は増加の一途をたどりつつあるものであります。が、関係地方公共団体等の財政がきわめて窮乏している現状からすれば、地盤沈下対策として不可欠の事業すらも、一部放棄のやむなき事態を招来するものと思われまふ。そしてその対策が遷延されるならば、一旦、暴風、高潮の災害が発生したときに、その被害は甚大なものとなるであろうことは、容易に想像されるところであります。

ここに地盤の沈下による災害に関する対策事業に要する経費についての国の負担割合につき特別の定めを設けることが必要となるのであります。また地盤の沈下の原因である地下水の採取につき、国がその規制を行なうことができることとする等の措置を講ずることにより、地盤の沈下による災害に

関し、総合的な解決をはかるべきであると考え、今回、この法案を提案するに至つた次第であります。

以下、この法案の内容につきまして、その概略を御説明申し上げます。

この法案の骨子は、次の三つの点より成り立っております。

すなわちその第一は、地盤の沈下に関する調査を行ない、その結果に基づいて地盤沈下対策地域を指定することでありまふ。

第二は、地盤の沈下による災害を防止するため、地盤の沈下の原因となつてゐる地下水の採取について規制を行なうと同時に、地盤の沈下を生じさせるような施設の代替施設の設置等につき必要な資金の確保その他の援助に努めることでありまふ。

第三は、地盤沈下対策事業に要する経費についての国の負担割合につき特別の定めを設けたことでありまふ。

まず、ただいま申し上げました第一の点であります地盤の沈下に関する調査及び地盤沈下対策地域の指定について申し上げます。

調査に関しては、まず、内閣総理大臣は、関係行政機関の長及び地盤沈下対策審議会の意見を聞いて、地盤の沈下に関する調査の基本計画を作成し、これに基づいて行政機関が調査を実施し、内閣総理大臣がその結果を取りまとめ、関係行政機関の長及び関係都道府県の知事に通知しなければならぬことといたしました。

次に、地域指定につきましては、内閣総理大臣が、右に述べました調査の結果、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係都道府県の知事及び地盤沈下対策審議会の意見を聞いて、地盤の沈下による災害を防止するために必要な地下水の採取の規制または地盤沈下対策事業が行なわれる区域を地盤沈下対策地域として指定することができることといたしました。

した。

さきに申し上げました第二の点のうち、地下水の採取についての規制につきましては、通商産業大臣及び建設大臣が、地盤の沈下による災害を防止するために必要があるときは、それぞれ、地盤の沈下を促進し、または促進するおそれのある工業用地下水もしくはガス溶解水または冷房用地下水の採取で地盤沈下対策地域内で行なわれるものについて、期間を定めてその停止もしくは制限を命じ、またはその禁止を命ずることができることとするものと、内閣総理大臣は、地盤の沈下による災害を防止するために、特に必要があると認めるときは、地盤沈下対策審議会の意見を聞いて、通商産業大臣または建設大臣に対し、それぞれ、これらの措置をとるべきことを要求することとができることとしたのであります。

次に、さきに申し上げました第二の点のうち、代替施設の設置等についての助成措置に関しましては、地盤沈下対策地域における地下水の採取によつて生ずる地盤の沈下を防止するために必要があるときは、国は、工業用水道の布設、可燃性天然ガスの探鉱、ガス溶解水の採取のための設備の変更もしくは他の施設の設置または冷房の設備の改造について、必要な資金の確保その他の援助に努めなければならないことといたしましたのであります。

さらに、さきに述べました第三の点でありますが、まず地盤沈下対策事業は、その事業の範囲を河川、海岸、港湾、漁港、下水道及び農業用施設と、これらの公共施設の主要大臣が、関係都道府県の知事及び地盤沈下対策審議会の意見を聞いて作成した案によ

り、閣議の決定を経た地盤沈下対策事業計画に基づいて、国、地方公共団体、港湾局、これらの機関及び土地改良区が実施するものでありまして、この事業に要する経費についての国の負担割合について特別の定めをするものと、他の法律の規定による国の負担割合の特例との関係を明らかにすることといたしました。すなわち、地盤沈下対策事業に要する経費については、国の負担割合が三分の二以上で政令で定める一定の割合を下らないように措置することとするものと、他の法律の規定により、この事業につき特別の国の負担割合を定める場合においては、右に述べました措置により定められた国の負担割合を基礎として、特別の国の負担割合を定めることとしたのであります。

次に、地盤沈下対策事業の施行者は、地盤の沈下の原因となつた事業を営み、または営んだ者に対し、地盤沈下対策事業に要する経費の一部を負担させる、いわゆる原因者負担の制度を設けることとしたのであります。

以上のほか、総理府に地盤沈下対策審議会を設けることとするともに、地盤沈下対策事業に要する経費のための地方債について、国が利子補給を行なうこととする等の措置を講じております。

以上、この法案を提案いたしました理由及び内容の概略を御説明申し上げますたのであります。何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御可決下さるようお願い申し上げます。

○委員長(稲浦鹿藏君) 本案についての本日の審査は、この程度にとどめたいと存じます。

一時半まで休憩いたしましたして、午後は、公共用地の取得に関する特別措置法案の逐条説明を聴取することにいたしましたから、御出席願います。

午後零時十六分休憩

午後一時五十二分開会

○委員長(稲浦鹿藏君) 休憩前に続き、会議を再開いたします。

公共用地の取得に関する特別措置法案を議題といたします。

本日は、まず逐条説明を聴取いたします。

○政府委員(関盛吉雄君) ただいま議題となりました公共用地の取得に関する特別措置法案につきまして、逐条説明を申し上げます。

第一条は、この法律の目的を定めたものでございます。公共用地の取得に関する特別措置として土地収用法の特例その他所要の事項を規定することによりまして、公共の利害に特に重大な関係があり、かつ、緊急に施行することを要する事業を円滑に遂行できるようにするとともに、あわせてこれらの事業に必要な土地等の取得に伴う損失の適正な補償を確保することを目的としております。

第二条は、この法律に規定する特別措置の適用を受ける事業について定められたものでありまして、現行法で土地等を収用または使用することができるとしてある事業のうち、特に緊急かつ重要なものを本条の各号に限定して列挙し、さらに、これらのうちから個々の事業について具体的に建設大臣が認定いたしましたものについてのみ特別措置の適用を受けることとしたしており、この法律におきましては、便

宜上、これらの適用事業を「特定公共事業」と称しております。

第一号には、現在公共投資において、もつとも重点を置かれております道路法による道路のうち、特に重要性の高いものを掲げております。

第二号は、目下その建設が急がれております東海道新幹線その他日本国有鉄道の主要な幹線を取り上げたものであります。

第三号は、国際空港に限って掲げたものであります。

第四号は、大都市における交通の混雑がすでに飽和状態に達している現状にかんがみ、その緩和を目的とする主要な道路、鉄道等の交通施設を取り上げたものであります。

第五号では、大都市の区域内における電話に対する著しい需給の逼迫を緩和するための重要施設及び全国主要地を結ぶ通信網整備のため必要な主要施設について規定しております。

第六号では、国土保全のためその影響するところの大きい治水施設と、上水、工業用水、灌漑用水等の不足を緊急に緩和するための大規模な利水施設を取り上げております。

第七号は、今後ますます激増するものと予想される電力需用を充足させるために必要な発電変電施設で主要なものに掲げたのであります。

第八号は、以上の各事業を施行するにあたりまして、欠くことのできない工事用施設等を規定したものであります。

第三条は、第一項におきまして、特定公共事業の認定を受けようとする起業者に、その事業について地元住民等の協力を得るために、これらの者に対

して、事前にPRを行なうべき義務を課したものでございます。また第二項では、この事業の用地取得について、関係地方公共団体の長の協力義務を規定しております。

第四条は、特定公共事業の認定の申請について規定したものでありまして、現行土地収用法による事業の認定の申請の場合とはほぼ同様であります。

第五条は、認定申請書に添付するものとして規定しております。また、添付書類のうち行政機関等の意見書の添付につきましては、現行土地収用法において、相当な期間を経過しても得られなかったときに免責してあります。

第六条は、認定申請書の場合の手数料について規定しております。

第七条は、特定公共事業の認定の要件について規定しておりますが、現行土地収用法による事業認定の要件よりも、その認定の要件が加重されてお

りまして、単なる公益性の判断にとどまらず、その事業が公共性の高いものであるか、かつ緊急性を有するものであるかどうかを判断することとしてあります。

また、建設大臣が認定するに当たりましては、慎重を期するため、新たに建設省に置くこととしたしました公共用地審議会の議を経なければなら

ないこととしてあります。

第八条は、特定公共事業の認定の手続きにつきまして、土地収用法の規定を準用したものであります。

第九条は、市町村長が行なうべきものとされております特定公共事業の認定申請書の縦覧等の手続を怠ったときは、都道府県知事がかわってその手続を行なうことができる旨を定めたものであります。

第十条は、建設大臣が特定公共事業の認定をした後の手続及び効力の発生につきまして規定しております。

第十一条は、建設大臣が特定公共事業の認定を拒否したときには、起業者に通知する旨を規定したものであります。

第十二条は、特定公共事業の認定と土地収用法による事業の認定との関係を規定したものでありまして、第一項におきましては、特定公共事業の認定があつたときは、土地収用法による事業の認定があつたものとみなして、あ

らためて土地収用法による事業の認定は要しないこととしてあります。また、第二項におきましては、土地収用法による事業の認定が効力を失つたときは、特定公共事業の認定も効力を失うこととしてあります。

第十三条は、現行土地収用法におきまして、事業の認定の告示があつた日から三年以内に土地細目の公告の申請をしなかつたときには、事業の認定が失効する旨を定めてありますが、特定公共事業につきましては、緊急に施行する必要があるのであるにかんがみ、この有効期間を一年に短縮したものであります。

第十四条は、現行土地収用法におきまして、あつせん継続中の場合には、一定期間土地細目の公告の申請ができ

ない建前となつていたのであります。が、特定公共事業につきましては、事業の認定の有効期限が迫つてきたときには、あつせん継続中であつても、土地細目の公告の申請ができることを定めたものであります。

第十五条におきましては、特定公共事業にかかる土地調査または物件調査の作成のための立ち入りが拒まれ、または妨げられた場合の起業者の免責について規定しております。

第十六条は、現行土地収用法におきまして、土地細目の公告があつた日から一年以内に裁決の申請をしなかつたときは、土地細目の公告が失効する旨を定めてありますが、特定公共事業につきましては、緊急に施行する必要があるにかんがみ、この有効期間を六カ月に短縮したものであります。

第十七条は、第十五条の規定により免責された場合におきまして、裁決申請書の記載事項につきましては、同様の免責規定を置いたものであります。

第十八条は、市町村長が行なうべきものとされております特定公共事業にかかる裁決申請書の縦覧等の手続を怠つたときには、都道府県知事がかわつてその手続を行なうことができる旨を定めたものであります。

第十九条は、特定公共事業にかかる裁決を却下する場合の土地収用法の読みかへ規定であります。

第二十条及び第二十一条におきましては、緊急裁決について規定しております。すなわち、第二十条は、特定公共事業にかかる収用または使用の裁決が遅延することによりまして、事業の施行に支障を及ぼすことのないよう、

そのおそれがあるときには、損失の補償に關する事項でまだ審理を尽くしてないものがある場合であつても、緊急裁決をすることが出来る旨を規定したものであります。

また、第二十一条におきましては、緊急裁決をいたします場合には、損失の補償をすべきものと認められる限りは、審理を尽くしてないものについても、概算見積りによる仮補償金を定めなければならない旨を規定しております。

第二十二條におきましては、緊急裁決にかかる土地にある物件につきまして、その所有者側から物件の取用の請求を認めることとしたしております。

第二十三條は、緊急裁決にかかる土地に居住している者が移転するに際して、仮住居を必要とするときには、取用委員会に対して仮住居の提供の要求を認める制度を規定したものであります。

第二十四條は、前二條に規定いたしました物件の取用の請求及び仮住居の提供を要求する期限等を定めたものであります。

第二十五條におきましては、被補償者の権利の保護に万全を期するため、緊急裁決をするときには、あらかじめ、取用後または使用後においても、補償金額を適正に算定できるように必要な調査をすることを取用委員会に義務づけております。

第二十六條は、緊急裁決をしようとする場合におきまして、起業者の損失補償の義務の履行を確保するため、取用委員会が必要と認めるときには、起業者に担保を提供する義務を課することとした規定であります。

第二十七條は、取用または使用の効果の発生等につきましては、緊急裁決において定められた仮補償金が、現行土地取用法による裁決にかかる補償金と同様の性質を持つものとみなした規定であります。

第二十八條は、第二十六條に規定する担保の供託方法について規定しております。

第二十九條は、第二十三條に規定する仮住居の提供に關し所要の事項を定めたものであります。

第三十條におきましては、補償の金額等を確定させる補償裁決を遅滞なく行なうべきこと及びその効果について規定しております。

第三十一條は、残地取用または使用にかゝる取用の場合における補償額算定の時期を定めたものであります。

第三十二條は、担保物権の目的となつていた土地等に対する補償として仮補償金を受けている場合に、被補償者が補償金にかえて現物給付の要求をするときは、抵当権者等の同意を要する旨を規定したものであります。

第三十三條は、補償裁決で定められた補償金額と緊急裁決で定められた仮補償金の額との差額があるとき等におきましては、利息を付して清算すべき旨を規定しております。

第三十四條では、補償裁決におきましては、清算金等の額及び補償裁決で定められた事項の履行期限をあわせて定めるべき旨を規定し、また起業者の義務の履行遅滞の場合の過怠金を定めることができる旨を規定しております。

第三十五條は、担保物権の目的物が取用され、または使用された場合に

は、清算金に対しても物上代位を認める旨を定めたものであります。

第三十六條は、補償裁決で定められた現物給付と被補償者が支払うべき清算金及び利息の支払との間に、同時履行の抗弁を認めたものであります。

第三十七條は、補償裁決に対して訴えの提起がないときにおきましては、その裁決を債務名義といたしまして、清算金等に關して強制執行ができることとした規定であります。

第三十八條におきましては、取用委員が、特定公共事業にかゝる被補償者の要求に基づき、建物または建物の賃借権をもつて損失を補償すべき旨の裁決ができる制度を創設しております。

第三十九條では、すでに土地取用法による事業の認定を受けている事業または都市計画事業について、特定公共事業の認定を受けようとする場合の手続または特定公共事業認定を受けた場合における事業認定等の有効期間等につきましての特例を設けております。

第四十條におきましては、都市計画事業であつて、特定公共事業となつたものについての取用裁決につきまして、都市計画法の特例を設け、裁決事項のすべてを取用委員会の裁決により定めるものとしたしております。

第四十一條では、特定公共事業につきましては、緊急裁決の制度を設けたことにかゝる旨を規定し、現行土地取用法の緊急使用の規定を適用しないこととしております。

第四十二條におきましては、物件の逆取用の請求にかゝる裁決に關して訴訟することのできるものとし、また、緊急裁決において仮補償金その他未確

定とされた事項については、まだ取用委員会の審理が継続してありますので、損失の補償に關する訴えを提起することができない旨を規定しております。

第四十三條及び第四十四條は、この法律またはこの法律に基づく命令の規定による期間の計算及び通知の方法並びに手続の承継等につきまして、土地取用法の該当規定を準用することとしたしております。

第四十五條は、この法律の諸規定が土地のみならず、借地権等の権利、建物等の物件あるいは土石砂れきの取用または使用につきましても準用されることを定めたものであります。

第四十六條は、特定公共事業に必要な土地等を提供する者から現物給付の要求があり、かつ、その要求が妥当であるときには、事業施行者にその要求の実現の努力義務を課した規定であります。

第四十七條は、いわゆる生活再建対策について、所要の事項を定めたものであります。

すなわち、特定公共事業に關する限り、土地等の提供によつて生活の基礎を失ふこととなる者は、土地もしくは建物の取得、職業の紹介、指導等またはやむを得ず環境不良の土地に転居した場合の環境整備に關する措置のあつてを都道府県知事に申し出ることが出来るものとしております。また、都道府県知事は、その申し出が妥当であるときには、関係者と協議の上、生活再建計画を作成するものとし、事業施行者には、これに基づく現物給付等の実施義務を、また、国及び地方公共団体

には、その計画の実施努力義務を、それぞれ課することとしたしております。

第四十八條及び第四十九條は、先にも申し上げました公共用地審議会につきまして、所要の事項を定めたものでございまして、その任務の重要性にかんがみ委員の任命方法には特に留意し、内閣の承認を得ることとしたしております。

第五十條は、この法律の実施に關する必要事項を政令に委任する規定であります。

附則の第一項は、この法律の施行期日に関する規定であります。

第二項では、公共用地審議会の設置に關連して建設省設置法の一部を改正し、特に本年度中に限り、同審議会に於いて公共用地の取得に伴う損失の補償の基準その他公共用地取得制度に關する重要事項の調査審議等ができるように規定しております。

以上、公共用地の取得に關する特別措置法案につきまして、条を追つて御説明申し上げた次第であります。

○委員長(稲浦鹿藏君) 皆さんに申し上げます。資料等御要求の向きがありましたら、この際、御要求願います。

○田中一君 書面で委員長までお出しいたします。

○委員長(稲浦鹿藏君) はかに御発言がなければ、本日は、この程度にて散会いたします。

午後二時十六分散会

五月十八日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、地代家賃統制令の一部を改正する法律案(衆)

地代家賃統制令の一部を改正する法律案

地代家賃統制令の一部を改正する法律

地代家賃統制令（昭和二十一年勅令第四百四十三号）の一部を次のように改正する。

第十五条を次のように改める。

第十五条 建設大臣は、次に掲げる場合には、中央地代家賃審議会の意見を聞かなければならない。

一 第五条第一項から第三項までの規定による額を定め、又は同条第二項の規定による区域及び修正率の決定をしようとするとき。

二 第五条第二項又は第七条第二項の規定による建設省令を制定し、又は変更しようとするとき。

三 第六条第三項（第七条第四項、第八条第三項及び第十一条第一項において準用する場合を含む。）に規定する認可の基準を作成し、又は変更しようとするとき。

四 第十一条第二項の規定により条件を定めようとするとき。

都道府県知事は、次に掲げる場合には、都道府県地代家賃審議会の意見を聞かなければならない。

一 第八条第一項（第十一条第一項において準用する場合を含む。）の規定により職権で減額しようとするとき。

二 第十一条第二項の規定により条件を定めようとするとき。

第十五条の次に次の一条を加える。

第十五条の二 建設省に中央地代家賃審議会（以下「中央審議会」という。）を、都道府県に都道府県地代家賃審議会（以下「都道府県審議会」という。）を置く。

中央審議会又は都道府県審議会は、前条の規定によりその権限に属せしめられた事項を調査審議する。

中央審議会は委員十五人以内をもつて、都道府県審議会は委員十人以内をもつて組織する。

委員は、貸主、借主及び学識経験のある者のうちから、中央審議会にあつては建設大臣が、都道府県審議会にあつては都道府県知事が任命する。

委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

委員は、再任されることができ、委員は、非常勤とする。

中央審議会及び都道府県審議会に、それぞれ会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

会長は、会務を総理する。会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

前九項に定めるもののほか、中央審議会又は都道府県審議会に關し必要な事項は、それぞれ建設省令又は条例で定める。

本則中第二十三条の次に次の三条を加える。

第二十三条の二 地代又は家賃について停止統制額又は認可統制額の

ある借地又は借家（以下次条において「統制借地借家」という。）に対する固定資産税については、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第六条の規定の適用があるものとする。

第二十三条の三 国は、市町村（都の特別区の存する区域に所在する統制借地借家については、都。以下この項において同じ。）が、地方税法第六条の規定により、統制借地借家に対する固定資産税を課さなかつた場合又はその固定資産税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が政令で定める場合に該当するものと認められるときは、毎年度、当該市町村に對し、政令で定める方法によつて算定したこれらの措置による当該市町村の当該各年度分の減収額に相当する額の統制家賃住宅等所在市町村交付金を交付するものとす。

前項に定めるもののほか、統制家賃住宅等所在市町村交付金の交付に關し必要な事項は、政令で定める。

第二十三条の四 家賃について停止統制額又は認可統制額のある借家の貸主は、引き続き他人に賃貸するために、当該借家について、改良工事又は修繕をしようとするときは、住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第百五十六号）の定めるところにより、住宅金融公庫から、その改良工事又は修繕に必要な資金の貸付けを受けることができる。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、本則中第二十三条の次に三条を加える改正規定中統制家賃住宅等所在市町村交付金に係る部分及び附則第五項の規定は、昭和三十七年四月一日から施行する。

（建設省設置法の一部改正）

2 建設省設置法（昭和二十三年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項の表中住宅対策審議会の項の次に次のように加える。

中央地代家賃統制令（昭和二十一年勅令第四百四十三号）の規定によりその権限に属せしめられた事項を調査審議すること。	地代家賃統制令（昭和二十一年勅令第四百四十三号）の規定によりその権限に属せしめられた事項を調査審議すること。
--	--

3 （住宅金融公庫法の一部改正）
住宅金融公庫法の一部を次のように改正する。

第十七条第九項第一号中「前項を「第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の一項を加える。

9 公庫は、家賃について地代家賃統制令（昭和二十一年勅令第四百四十三号）に規定する停止統制額又は認可統制額のある借家で主務省令で定めるもの（以下「統制家賃住宅」という。）の貸主が、引き続き他人に賃貸するために、当該統制家賃住宅につ

いて、主務省令で定める規模の改良工事又は修繕をしようとするときは、当該貸主に対し、その改良工事又は修繕に必要な資金を貸し付けることができる。

6 第十七条第九項の規定による貸付金の利率は、年五分五厘とし、その償還期間は、十年（すえおき期間を含む。）以内とする。この場合において、すえおき期間は、貸付けの日から起算して一年以内とする。

第二十一条の三第三項ただし書中「又は地すべり関連住宅」を「地すべり関連住宅又は統制家賃住宅」に、同項第四号中「若しくは第八項を、第八項若しくは第九項」に改め、同項同号中「中高層耐火建築物等」の下に「統制家賃住宅」を加え、同項第七号中「又は地すべり関連住宅」を「地すべり関連住宅又は統制家賃住宅」に改め、同項第十一号を同項第十二号とし、同項第十号の次に次の一号を加える。

11 第十七条第九項の規定による貸付けを受けた者が地代家賃統制令第三条又は第十二条の規定に違反したとき。

第二十三条第一項中「又は中高層耐火建築物等の工事」を「中高層耐火建築物等又は統制家賃住宅等」に改める。

貸住宅の工事」に、「及び第八項」を、「第八項及び第九項」に、「及び第六項」を、「第六項及び第九項」に改める。

第二十四条第二項中「又は中高層耐火建築物等」を、「中高層耐火建築物等又は統制家賃住宅」に、「第九項」を「第十項」に改める。

第三十四条第二項中「若しくは中高層耐火建築物等」を、「中高層耐火建築物等若しくは統制家賃住宅」に改める。

第三十六条中「第九項」を「第十項」に改める。

(地方税法の一部改正)
4 地方税法の一部を次のように改正する。

第七十三条の七第十号中「第九項」を「第十項」に改める。
(自治省設置法の一部改正)
5 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三十三号の八の次に次の一号を加える。

三十三の九 都及び市町村に交付すべき統制家賃住宅等所在市町村交付金の額を決定し、及びこれを交付すること。

第十三条第一号及び第十四号中「及び国有提供施設等所在市町村助成交付金」を、「国有提供施設等所在市町村助成交付金及び統制家賃住宅等所在市町村交付金」に改め、同条第十三号の次に次の一号を加える。

十三の二 統制家賃住宅等所在市町村交付金の交付に関すること。

(産業労働者住宅資金融通法の一部改正)
6 産業労働者住宅資金融通法(昭和二十八年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

第九条第三項中「第十号」を「第十一号」に、「若しくは第八項」を「第八項若しくは第九項」に改める。

本案施行に要する経費
本案施行に要する経費としては、平年度約九十三億円の見込みである。

五月二十日本委員会に左の案件を付託された。

一、東京都新橋駅周辺広場計画に関する請願(第二五六四号)

第二五六四号 昭和三十六年五月十六日受理
東京都新橋駅周辺広場計画に関する請願

請願者 東京都港区芝新橋二ノ十四名
二二 斎藤正次郎外九

紹介議員 田中 一君

請願者らは、東京都港区芝新橋二丁目の新橋駅を、はさんで東西地区に居住する者であるが、このたび都市計画地方審議会に新橋駅周辺広場拡張等に関する異例の特別小委員会が設けられ、関係住民の十分な意見や希望等が考慮されないうち一部は利益のために一挙に決定に持ち込まれようとしているから、(一)新橋駅西口柳通り(街路二号)

の件、(二)新橋駅西口広場不法建築の件、(三)都市計画の犠牲者を取り容る高速道路下の貸室の件等について、関係住民を喚問の上再審議されるよう善処せられたいとの請願。

五月二十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、地盤沈下対策特別措置法案(田中一君外四名発議)

地盤沈下対策特別措置法案
地盤沈下対策特別措置法

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 調査(第三条・第七条)

第三章 地盤沈下対策地域(第八

章)

第四章 地下水の採取の規制(第九

条・第十条)

第五章 地盤沈下対策事業(第十

一条・第十七条)

第六章 地盤沈下対策審議会(第十八

条・第二十二

条)

第七章 雑則(第二十三条・第二

十九条)

第八章 罰則(第三十条・第三十

三条)

附則

第一章 総則

(定義)
第二条 この法律において「公共施設」とは、国若しくは地方公共団体(港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)に基づく港務局を含む。第二十六条及び第二十七条を除き以下同じ。)若しくはこれらの機関又は土地改良区(土地改良区連合を含む。以下同じ。)が法令により管理する次に掲げる施設のうち政令で定めるものをいう。

一 河川
二 海岸
三 港湾
四 漁港
五 下水道
六 農業用施設

2 この法律において「地盤沈下対策事業」とは、地盤沈下対策地域内において施行される公共施設の建設、改良又は災害復旧に関する事業(臨時石炭鉱害復旧法(昭和二十七年法律第二百九十五号)第二十条第二項に規定する復旧工事に關する事業を除く)で、地盤の沈下による災害を防止するために必要なものをいう。

3 この法律に規定する「地盤の沈下による災害」とは、暴風、豪雨、こり水、高潮、地震その他の異常な天然現象による災害で、地盤の沈下している地域に発生することにより被害が増大するものを含むものとする。

第二章 調査

(調査基本計画)
第三条 内閣総理大臣は、関係行政機関の長及び地盤沈下対策審議会の意見をきいて、地盤の沈下に關

する調査の基本計画(以下「調査基本計画」という。)を作成するものとする。

2 調査基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 調査を実施する地域
二 調査を実施する行政機関
三 調査の内容
四 その他政令で定める事項

3 調査基本計画の変更については、第一項の規定を準用する。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(報告又は資料の徴収)
第四条 調査基本計画に基づき調査を実施する行政機関の長は、その調査のため必要があると認めるときは、関係者に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

(立入り)
第五条 調査基本計画に基づき調査を実施する行政機関の長又はその命を受けた職員若しくはその委任を受けた者は、その調査のためやむを得ない必要があるときは、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。

前項の規定により他人の占有する土地に立ち入りとするときは、あらかじめ、当該土地の占有者にその旨を通知しなければならぬ。ただし、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。

3 第一項の規定により宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入りするとき、立入りの

際、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者に告げなければならぬ。

4 日出前及び日没後においては、占有者の承認があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入つてはならない。

5 第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならぬ。

6 第一項の規定により特別の用途のない他人の土地を材料置場又は作業場として一時使用しようとするときは、あらかじめ、当該土地の占有者及び所有者に通知して、その者の意見をきかなければならぬ。

7 土地の占有者又は所有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立ち入り又は一時使用を拒み、又は妨げてはならない。

8 第五項の規定による証明書の様式その他証明書に関し必要な事項は、総理府令で定める。

(損失補償)

第六条 国は、前条第一項の規定による立ち入り又は一時使用により損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 前項の規定による損失の補償については、国と損失を受けた者とが協議しなければならない。

3 前項の規定による協議が成立しない場合においては、国は、自己の見積つた金額を損失を受けた者

に支払わなければならない。この場合において、当該金額について不服のある者は、政令で定めるところにより、補償金の支払を受けただから三十日以内に収用委員会に土地取用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条の規定による裁決を申請することができる。

(結果の通知)

第七条 内閣総理大臣は、毎年、調査基本計画に基づく調査の結果をとりまとめ、これを関係行政機関の長及び関係都道府県の知事に通知しなければならない。

第三章 地盤沈下対策地域

第八条 内閣総理大臣は、調査基本計画に基づく調査の結果、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係都道府県の知事及び地盤沈下対策審議会の意見をきいて、地盤の沈下による災害を防止するために必要な地下水の採取の規制又は公共施設に関する事業が行なわれる区域を地盤沈下対策地域として指定する。

内閣総理大臣は、前項の規定により地盤沈下対策地域を指定するときは、総理府令で定めるところにより、当該地盤沈下対策地域を公示しなければならない。

第四章 地下水の採取の規制

(規制)
第九条 通商産業大臣は、地盤の沈下による災害を防止するため必要があるときは、当該地盤の沈下を促進し、又は促進するおそれのある工業（工業用水法（昭和三十一年法律第四十六号）第二条第二項に

規定する工業をいう。）の用に供する地下水（以下「工業用地下水」という。）又は可燃性天然ガスが溶解している地下水（以下「ガス溶解水」という。）の採取で地盤沈下対策地域内において行なわれるものにつき、期間を定めてその停止若しくは制限を命じ、又はその禁止を命ずることができる。

2 建設大臣は、地盤の沈下による災害を防止するため必要があるときは、当該地盤の沈下を促進し、又は促進するおそれのある冷房の用に供する地下水（以下「冷房用地下水」という。）の採取で地盤沈下対策地域内において行なわれるものにつき、期間を定めてその停止若しくは制限を命じ、又はその禁止を命ずることができる。

3 前二項の処分は、地盤の沈下による災害を防止するために必要な最少限度のものでなければならない。

4 第二項の規定により建設大臣に属する権限は、政令で定めるところにより、都道府県知事に委任することができる。

(規制の要求)

第十条 内閣総理大臣は、地盤の沈下による災害を防止するため特に必要があると認めるときは、地盤沈下対策審議会の意見をきいて、当該地盤の沈下を促進し、又は促進するおそれのある地下水の採取で地盤沈下対策地域内において行なわれるものうち、工業用地下水又はガス溶解水に係るものについては通商産業大臣に、冷房用地下水に係るものについては建設大

臣に対し、それぞれ、前条第一項又は第二項に規定する措置をとるべきことを要求することができる。

第五章 地盤沈下対策事業

(地盤沈下対策事業計画の決定)

第十一条 公共施設の主務大臣は、地盤の沈下による災害を防止するため必要があるときは、関係都道府県の知事及び地盤沈下対策審議会の意見をきいて、地盤沈下対策事業に関する事業計画（以下「地盤沈下対策事業計画」という。）の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 前項の主務大臣は、同項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、地盤沈下対策事業計画を関係都道府県の知事に通知しなければならない。

(実施)

第十二条 地盤沈下対策事業は、地盤沈下対策事業計画に基づき、この法律及び当該事業に関する法律（これらに基づく命令を含む。）の規定に従い、国若しくは地方公共団体若しくはこれらの機関又は土地改良区が実施するものとする。

(国の負担の特例等)

第十三条 地方公共団体若しくはその機関又は土地改良区が地盤沈下対策事業を施行する場合において、他の法令（地方財政再建促進特別措置法（昭和三十一年法律第九十五号）及び後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（昭和三十一年法律第 号）並びにこれら

に基づく命令を除く。以下同じ。）の規定により国がその経費について三分の二以上で政令で定める割合（以下「特例割合」という。）以上の割合により負担し、又は補助する地盤沈下対策事業を除き、他の法令の規定により国がその経費の一部を負担し、又は補助する地盤沈下対策事業に関しては、これらの規定にかかわらず、その経費についての国の負担又は補助の割合は特例割合とし、その他の地盤沈下対策事業に関しては、国は、政令で定めるところにより、その経費につき特例割合で補助する。ただし、他の法令の規定により都道府県以外の地方公共団体又は土地改良区が施行する地盤沈下対策事業に要する経費について都道府県が補助し、更にその補助に要する経費について国が補助する場合において、国が補助する額の当該地盤沈下対策事業に要する経費の額に對する割合が特例割合以上であるときは、この限りでない。

2 国が地盤沈下対策事業を施行する場合において、他の法令の規定により地方公共団体がその経費について三分の一以下で政令で定める割合をこえる割合により負担する地盤沈下対策事業に関しては、これらの規定にかかわらず、その経費についての地方公共団体の負担の割合を当該政令で定める割合とする。

3 前二項の規定は、地盤沈下対策地域の指定の日の属する年度の翌年度以降において施行される地盤

沈下対策事業に要する経費について、適用する。

(他の法律の規定による国の負担割合の特例との関係)

第十四条 地方財政再建促進特別措置法第十七条の規定により、地盤沈下対策事業に要する経費の負担割合については、前条第一項の規定による国の負担又は補助の割合及び同条第二項の規定により地盤沈下対策事業に要する経費について国が負担することとなる経費の割合(以下単に「国の負担等の割合」という。)を基礎として行なうものとする。

2 後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律第二条第二項に規定する開発指定事業である地盤沈下対策事業に係る経費に対する国の負担又は補助の割合については、同法の規定の適用については、国の負担等の割合をもつて同法に規定する通常の国の負担割合とする。

(原因者負担)

第十五条 地盤沈下対策事業の施行者(土地改良区を除く。)は、当該地盤沈下対策事業に要する経費の一部を地盤の沈下の原因となつた事業を営み、又は営んだ者(以下「原因者」という。)に負担させることができる。

2 都道府県知事は、土地改良区の申請に基づき、当該土地改良区の施行する地盤沈下対策事業に要する経費の一部を原因者に負担させることができる。

3 前二項の負担金を徴収する場合における原因者の範囲並びに負担金の額及び徴収方法については、政令で定める。

(強制徴収)

第十六条 前条第一項又は第二項の規定に基づく負担金(以下単に「負担金」という。)を納付しない者があつたときは、地盤沈下対策事業の施行者は、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。

2 前項の場合においては、地盤沈下対策事業の施行者は、政令で定めるところにより、延滞金を徴収することができる。ただし、延滞金は、百円につき一日四銭の割合を乗じて計算した額をこえない範囲内で定めなければならない。

3 第一項の規定による督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、地盤沈下対策事業の施行者のうち、国若しくは地方公共団体又はこれらの機関にあつては国税滞納処分の例により、土地改良区にあつてはその賦課金の徴収の例により、負担金及び前項の延滞金(以下単に「延滞金」という。)を徴収することができる。

4 負担金及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

5 延滞金は、負担金に先だつたものとする。

6 負担金及び延滞金を徴収する権利は、五年間行なわれないときは、時効により消滅する。

(収入の帰属)

第十七条 負担金及び延滞金で、国の機関として地方公共団体の機関が施行する地盤沈下対策事業に係るものは、当該地方公共団体の機関の属する地方公共団体に帰属する。

第六章 地盤沈下対策審議会

(設置)

第十八条 総理府に、地盤沈下対策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第十九条 審議会は、この法律の規定によりその権限に属せしめられた事項その他地盤の沈下による災害の防除に関する重要事項を調査審議する。

2 審議会は、地盤の沈下による災害の防除に関する重要事項につき、関係行政機関の長に対し、意見を申し出ることができる。

(組織)

第二十条 審議会は、次に掲げる者につき内閣総理大臣が任命する委員二十九人以内をもつて組織する。

一 衆議院議員のうちから衆議院が指名した者 五人

二 参議院議員のうちから参議院が指名した者 三人

三 関係行政機関の職員 九人以内

四 関係都道府県の知事 五人以内

五 学識経験のある者 七人以内

委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 第一項第五号に掲げる委員は、再任されることが出来る。

4 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

5 会長は、会務を総理する。

6 委員は、非常勤とする。

(資料の提出等の要求)

第二十一条 審議会は、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の陳述又は説明を求めることができる。

(政令への委任)

第二十二条 第十八条から前条までに定めるもののほか、審議会に關し必要な事項は、政令で定める。

第七章 雑則

(工業用水道の布設についての国の援助)

第二十三条 地盤沈下対策地域における工業用地下水の採取による地盤の沈下を防止するため必要があるときは、国は、その採取が地盤の沈下を生じさせる地下水を水源とし、工業用水道事業法(昭和三十三年法律第八十四号)第二条第三項に規定する工業用水道の布設につき、必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。

(可燃性天然ガスの採取のための設備の変更等についての国の援助)

第二十四条 地盤沈下対策地域におけるガス溶解水の採取による地盤の沈下を防止するため必要があるときは、国は、その採取が地盤の沈下を生じさせない可燃性天然ガスの採取につき、必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。

保その他の援助に努めるものとする。

2 地盤沈下対策地域におけるガス溶解水の採取による地盤の沈下を防止するため必要がある場合において、当該ガス溶解水の採取のための設備の変更又は他の施設の設置により地盤の沈下を生じさせない可燃性天然ガスを採取することが可能であるときは、国は、当該設備の変更又は他の施設の設置につき、必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。

(冷房の設備の改造についての国の援助)

第二十五条 地盤沈下対策地域における冷房用地下水の採取による地盤の沈下を防止するため必要があるときは、国は、冷房の設備を、地盤の沈下を生じさせる地下水の採取を必要としないものに改造するにつき、必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。

(地方財政再建促進特別措置法との関係)

第二十六条 地方財政再建促進特別措置法に基づく財政再建団体である地方公共団体が地盤沈下対策事業を実施するために財政再建計画に変更を加えようとする場合においては、自治大臣は、その財政の再建が合理的に達成できると認められる限り、同法第三条第四項において準用する同条第一項の規定による当該財政再建計画の変更の承認に当つて、当該地盤沈下対策事業の実施が確保されるように特に配慮しなければならない。

2 前項の規定は、地方財政再建促進特別措置法第二十二條第二項の規定により財政の再建を行なう地方公共団体が地盤沈下対策事業を実施する場合に準用する。

(地方債の利子補給)

第二十七條 国は、毎年度、政令で定めるところにより、地盤沈下対策事業に要する経費の財源にあてゐるための地方債の当該年度の利子に係る地方債利子補給金を当該地方公共団体に交付するものとする。

(訴願及び異議の申立)

第二十八條 第九條第一項又は第二項の規定による処分について不服のある者は、当該処分があつた日から三十日以内に、工業用地下水又はガス溶解水の採取に係るものについては通商産業大臣に、冷房用地下水の採取に係るものについては建設大臣に訴願することができ、

2 河川、海岸又は下水道である公共施設に関する地盤沈下対策事業に係る第十五條第一項の規定による処分について不服のある者については、当該処分を河川法(明治二十九年法律第七十一号)第三十一条第一項、海岸法(昭和三十一年法律第一号)第三十一条第一項又は下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第十八條の規定による処分とみなして、河川法第五十九條第一項、海岸法第三十九條第一項又は下水道法第四十三條の規定を適用する。

3 前項の公共施設以外の公共施設に関する地盤沈下対策事業に係る第十五條第一項の規定による処分について不服のある者は、当該処分があつた日から三十日以内に、当該地盤沈下対策事業の施行者(施行者が国又は地方公共団体であるときは、それぞれ当該地盤沈下対策事業に係る主務大臣又は当該地方公共団体の長)に異議の申立をすることができ、

4 第十五條第二項の規定による負担の決定又は同項の規定による申請の却下について不服のある者は、当該処分があつた日から三十日以内に、当該処分をした都道府県知事に異議の申立をすることができ、

(行政事件訴訟特例法の適用)
第二十九條 第十五條第一項の規定により港務局又はその機関が行なう処分に関する訴についての行政事件訴訟特例法(昭和二十三年法律第八十一号)の適用については、当該港務局の委員会の委員長を行政府とみなす。

第八章 罰則
第三十條 第九條第一項又は第二項の規定による停止、制限又は禁止の命令に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第三十一條 第五條第七項の規定に違反して土地の立入り又は一時使用を拒み、又は妨げた者は、六月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。
第三十二條 第四條の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又

は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者は、三万円以下の罰金に処する。

第三十三條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、前三條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(経過規定)

2 地盤沈下対策事業を行なう都道府県について後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律附則第二項の規定を適用する場合において、地盤沈下対策事業に要する経費に係る国の負担又は補助の割合についての同項前段に規定する同法による改正前の国の負担割合の特例を定める法令の規定の適用については、国の負担等の割合をもつて当該国の負担割合の特例に関する法令に規定する通常の国の負担割合とする。

(総理府設置法の一部改正)

3 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。
第十五條第一項の表中台風常襲地帯対策審議会の項の次に次のように加える。

地盤沈下対策審議会	地盤沈下対策特別
-----------	----------

措置法(昭和三十六年法律第八号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行なうこと。

(経済企画庁設置法の一部改正)

4 経済企画庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十三号)の一部を次のように改正する。
第四條第二十号の次に次のように加える。

ヨ 地盤沈下対策特別措置法(昭和三十六年法律第六号)

第九條に次の一号を加える。

十三 地盤の沈下による災害の防除に関すること。

第十四條第一項の表中地盤沈下対策審議会の項を削る。

(通商産業省設置法の一部改正)

5 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。
第九條第十一号の三の次に次の一号を加える。

十一の四 地盤沈下対策地域における工業用地下水の採取の規制を行なうこと。

第十五條に次の一号を加える。

七 地盤沈下対策地域におけるガス溶解水の採取の規制を行なうこと。

第二十七條第五号の次に次の一号を加える。

五の二 工業用地下水及びガス溶解水の採取の規制を行なうこと。

6 (建設省設置法の一部改正)
建設省設置法(昭和二十三年法律第十三号)の一部を次のように改正する。
第三條第十二号の次に次の一号を加える。

十二の二 地盤沈下対策地域における冷房用地下水の採取の規制を行なうこと。

第四條第四項中「第十二号」を「第十二号の二」に改める。

この法律施行に要する経費は、平年度約百六十七億三千万円の見込みである。